

改正 平成31年3月6日 原規規発第1903064号 原子力規制委員会決定

加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド(原管研発第1311279号)を次のように改正する。

平成31年3月6日

原子力規制委員会

加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正について

加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドを別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成31年3月6日から施行する。

加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="264 341 992 419" style="text-align: center;"><u>加工施設（ウラン加工施設を除く。）及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド</u></p> <p data-bbox="159 480 338 512">第1章 総則</p> <p data-bbox="188 571 1099 1155">この規程は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条の7の2及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年7月19日総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第9条の3の2から第9条の3の6まで並びに原子炉等規制法第50条の4の2及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年3月27日総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第19条の3の2から第19条の3の6までの規定に基づく加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に<u>関し、加工施設（ウランのみを取り扱う加工施設を除く。以下「MOX加工施設」という。）及び再処理施設に係る運用について示すものである。この規程において使用する用語は、原子炉等規制法、加工規則及び再処理規則において使用する用語の例による。</u></p> <p data-bbox="188 1169 1099 1383">加工事業者及び再処理事業者は、原子炉等規制法第16条の4の2及び第46条の2の2の規定によりMOX加工施設及び再処理施設の性能が技術上の基準に適合するようMOX加工施設及び再処理施設を維持する義務がある。また、加工事業者及び再処理事業者は、原子炉等規制法第57条の8の規定に基づき、MOX加工施設及び再処</p>	<p data-bbox="1178 341 2018 373" style="text-align: center;"><u>加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド</u></p> <p data-bbox="1124 480 1303 512">第1章 総則</p> <p data-bbox="1153 571 2065 1062">本規程は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条の7の2及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年7月19日総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第9条の3の2から第9条の3の6まで並びに原子炉等規制法第50条の4の2及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年3月27日総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第19条の3の2から第19条の3の6までの規定に基づく加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に<u>関する運用について示すものである。本規程において使用する用語は、原子炉等規制法、加工規則及び再処理規則において使用する用語の例による。</u></p> <p data-bbox="1153 1169 2065 1383">加工事業者及び再処理事業者は、原子炉等規制法第16条の4の2及び第46条の2の2の規定により加工施設及び再処理施設の性能が技術上の基準に適合するよう加工施設及び再処理施設を維持する義務がある。また、加工事業者及び再処理事業者は、原子炉等規制法第57条の9の規定により、加工施設及び再処理施設における安全に</p>

<p>理施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、<u>MOX加工施設及び再処理施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務がある。安全性向上評価は、これらの責務を果たすための取組の実施状況及び有効性について、加工事業者及び再処理事業者が調査及び評価を行うものである。また、本評価の実施及び評価結果を踏まえ、原子力安全のための取組及び原子力安全規制について継続的な改善を図るものである。</u></p> <p><u>この規程は、加工事業者及び再処理事業者の自主的な安全性向上の取組を促進する観点から、安全性向上評価の具体的実施内容及び届出書の内容等を例示するものであるが、その技術的内容はこの規程に掲げるもの以外であっても、その妥当性が適切に示された場合には、その方法を用いることを妨げない。</u></p> <p>1. 評価の対象</p> <p>原子炉等規制法第13条の規定に基づく加工の事業の許可を受けた<u>MOX加工施設</u>（原子炉等規制法第22条の8第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受けたものを除く。）及び原子炉等規制法第44条の規定に基づく再処理の事業の指定を受けた再処理施設（原子炉等規制法第50条の5第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受けたものを除く。）を対象とし、<u>MOX加工施設又は再処理施設ごとに評価を行う。</u></p> <p><u>なお、ウランのみを取り扱う加工施設については、「ウラン加工施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」を参照すること。</u></p> <p>2. 評価時点及び実施時期</p>	<p>関する最新の知見を踏まえつつ、<u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し、加工施設及び再処理施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務がある。安全性向上評価は、これらの責務を果たすための取組の実施状況及び有効性について、加工事業者及び再処理事業者が調査及び評価を行うものである。また、本評価の実施及び評価結果を踏まえ、原子力安全のための取組及び原子力安全規制について継続的な改善を図るものである。</u></p> <p><u>本規程は、加工事業者及び再処理事業者の自主的な安全性向上の取組を促進する観点から、安全性向上評価の具体的実施内容及び届出書の内容等を例示するものであるが、その技術的内容は本規程に掲げるもの以外であっても、その妥当性が適切に示された場合には、その方法を用いることを妨げない。</u></p> <p>1. 評価の対象</p> <p>原子炉等規制法第13条に基づく加工の事業の許可を受けた加工施設（原子炉等規制法第22条の8第2項に基づく廃止措置計画の認可を受けたものを除く。）及び原子炉等規制法第44条に基づく再処理の事業の指定を受けた再処理施設（原子炉等規制法第50条の5第2項に基づく廃止措置計画の認可を受けたものを除く。）を対象とし、<u>加工施設又は再処理施設ごとに評価を行う。</u></p> <p>（新設）</p> <p>2. 評価時点及び実施時期</p>
--	--

加工規則第3条の17又は再処理規則第7条の11の施設定期検査の終了時点の状態を対象とし、当該検査終了後6か月以内に評価を実施し、その後遅滞なく届出を行う。ただし、第1回目の評価については、安全性向上評価に係る原子炉等規制法施行後3年の時点の状態を対象とし、当該時点後6か月以内に評価を実施し、その後遅滞なく届出を行う。

3. (略)

4. 安全性向上評価の継続的な充実

第2章3. 及び4. の結果等について、直近の安全性向上評価の結果等からの大きな変更がないなど、改めて調査、分析又は評定をする必要がない場合には改訂しなくても良いこととし、必要がないと判断した理由について明らかにする。ただし、原則として5年ごとに改訂することに加え、大規模な工事を行うなど、リスク評価又は安全裕度評価の結果が変わることが見込まれる場合においても改訂する。

上記の「5年ごとに改訂」は、前回の評価又は改訂から5年経過後の最初の施設定期検査の終了後6か月以内に行う安全性向上評価の際に実施する。

なお、MOX加工施設及び再処理施設に係る確率論的リスク評価については、現在、その手法が必ずしも成熟していない。そのため、調査及び分析する際の手法の妥当性の説明においては、当該評価手法の持つ不確実性を踏まえ決定論的評価手法との組合せで適切に行っていることを説明する。

加工規則第3条の17又は再処理規則第7条の11の施設定期検査の終了時点の状態を対象とし、当該検査終了後6ヶ月以内に評価を実施し、その後遅滞なく届出を行う。ただし、第1回目の評価については、安全性向上評価に係る原子炉等規制法施行後3年の時点の状態を対象とし、当該時点後6ヶ月以内に評価を実施し、その後遅滞なく届出を行う。

3. (略)

4. 安全性向上評価の継続的な充実

第2章3. 及び4. について、直近の安全性向上評価の結果等からの大きな変更がないなど、改めて調査、分析又は評定をする必要がない場合には改訂しなくても良いこととし、必要がないと判断した理由について明らかにする。ただし、原則として5年ごとに改訂することに加え、大規模な工事を行うなど、リスク評価又は安全裕度評価の結果が変わることが見込まれる場合においても改訂する。

上記の「5年ごとに改訂」は、前回の評価又は改訂から5年経過後の最初の施設定期検査の終了後6ヶ月以内に行う安全性向上評価の際に実施する。

なお、加工施設及び再処理施設に係る確率論的リスク評価については、現在、その手法が必ずしも成熟していない。そのため、調査及び分析する際の手法の妥当性の説明においては、当該評価手法の持つ不確実性を踏まえ決定論的評価手法との組合せで適切に行っていることを説明する。

5. 届出書の提出

加工規則第9条の3の3第2項の規定及び再処理規則第19条の3の3第2項の規定により、届出書の提出は正本1通とするが、当該届出書の内容を補足説明するのに資する資料を参考資料として添付してもよい。当該参考資料は「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（原規総発第120919096号（平成24年9月19日原子力規制委員会決定））に従って取り扱うものとする。

誤記等があった場合において届出書の補正等を行うときには、補正した届出書の提出に加え、変更点が容易に判別できるよう、新旧対照表等の資料を添付する。

6. 届出書の公表

加工規則第9条の3の6及び再処理規則第19条の3の6に規定する「その他の適切な方法」には、本社、支社又は各社が設置しているPR館等において閲覧できるようにする方法を含むものとする。

第2章 安全性向上評価の内容及び届出書記載事項

1. 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲

加工規則第9条の3の5第1号イ及びロ並びに再処理規則第19条の3の5第1号イ及びロの規定に基づき、原子炉等規制法第22条の7の2第2項第1号及び第50条の4の2第2項第1号の規定による調査等（調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して総合的な評定をすることをいう。以下同じ。）の

5. 届出書の提出

加工規則第9条の3の3第2項の規定及び再処理規則第19条の3の3第2項の規定により、届出書の提出は正本1通とするが、当該届出書の内容を補足説明するのに資する資料を参考資料として添付しても良い。当該参考資料は「原子力規制委員会の業務運営の確保のための方針」（原規総発第1209196号（平成24年9月19日原子力規制委員会決定））に沿って取り扱うものとする。

誤記等があった場合で届出書の補正等を行う場合には、補正した届出書の提出に加え、変更点が容易に判別できるよう、新旧対照表等の資料を添付する。

6. 届出書の公表

加工規則第9条の3の6及び再処理規則第19条の3の6で規定する「その他の適切な方法」とは、本社、支社又は各社が設置しているPR館等において閲覧できるようにする方法とする。

第2章 安全性向上評価の内容及び届出書記載事項

1. 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲

加工規則第9条の3の5第1号イ及びロ並びに再処理規則第19条の3の5第1号イ及びロの規定に基づき、原子炉等規制法第22条の7の2第2項第1号及び第50条の4の2第2項第1号の規定による調査等（調査し、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して総合的な評定をすることをいう。以下同じ。）の対

対象範囲を明確にするため、以下の項目について説明する。

1-1 施設概要

本届出に係るMOX加工施設又は再処理施設の概要（設置の経緯、施設及び設備の概要、運転実績、施設に係る組織等）を記載する。

1-2 敷地特性

気象、地盤、水理、地震、社会環境等、MOX加工施設又は再処理施設所在地に係る特性を記載する。

1-3 構築物、系統及び機器

① MOX加工施設

原子炉等規制法第14条及び第16条の4の2の基準において設置すべきものとして許可を受けている原子炉等規制法第13条第2項第3号及び加工規則第2条第2項第5号又は第3条第2項第3号の記載内容並びに原子炉等規制法第16条の2の規定により認可を受け、又は届出が行われた設計及び工事の方法の内容を基本とし、第1章2.の評価時点における最新の状態について記載する。

②再処理施設

原子炉等規制法第44条の2及び第46条の2の2の基準において設置すべきものとして指定を受けている、原子炉等規制法第44条第2項第4号及び再処理規則第1条の2第2項第6号の記載内容並びに原子炉等規制法第45条の規定により認可を受け、又は届出が行われた設計及び工事の方法の内容を基本とし、第1章2.の評価時点における最新の状態について記載する。

1-4 保安のための管理体制及び管理事項

原子炉等規制法第22条又は第50条の規定に基づき定められ

象範囲を明確にするため、以下について説明する。

1-1 施設概要

本届出に係る加工施設又は再処理施設の概要（設置の経緯、施設及び設備の概要、運転実績並びに施設に係る組織等）を記載する。

1-2 敷地特性

気象、地盤、水理、地震及び社会環境等、加工施設又は再処理施設所在地の特性を記載する。

1-3 構築物、系統及び機器

①加工施設

原子炉等規制法第14条及び第16条の4の2の基準において設置すべきものとして許可を受けている、原子炉等規制法第13条第2項第3号及び加工規則第2条第2項第5号又は第3条第2項第3号の記載内容並びに原子炉等規制法第16条の2の規定により認可を受けた又は届出が行われた設計及び工事の方法の内容を基本とし、第1章2.の時点における最新の状態について記載する。

②再処理施設

原子炉等規制法第44条の2及び第46条の2の2の基準において設置すべきものとして指定を受けている、原子炉等規制法第44条第2項第4号及び再処理規則第1条の2第2項第6号の記載内容並びに原子炉等規制法第45条の規定により認可を受けた又は届出が行われた設計及び工事の方法の内容を基本とし、第1章2.の時点における最新の状態について記載する。

1-4 保安のための管理体制及び管理事項

原子炉等規制法第22条又は第50条の規定に基づき定められ

た保安規定に記載されている施設の操作及び管理を基本とし、第1章2. の評価時点における最新の状態について記載する。

1-5 法令への適合性の確認のための安全性評価結果

①MOX加工施設

原子炉等規制法第13条第2項第5号及び第6号並びに加工規則第2条第2項第6号及び第7号に規定する通常時、設計基準事故時及び重大事故時等における安全性の評価（通常時の被ばく評価を含む。）を基本とし、第1章2. の評価時点における最新の状態について記載する。

②再処理施設

原子炉等規制法第44条第2項第7号及び第8号並びに再処理規則第1条の2第2項第7号及び第8号に規定する運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故時等における安全性の評価（運転時の被ばく評価を含む。）を基本とし、第1章2. の評価時点における最新の状態について記載する。

2. 安全性の向上のために自主的に講じた措置

原子炉等規制法第22条の7の2第2項第1号及び加工規則第9条の3の5第1号ハの規定並びに原子炉等規制法第50条の4の2第2項第1号及び再処理規則第19条の3の5第1号ハの規定に基づき自主的に講じた措置がMOX加工施設又は再処理施設の安全性に与える影響に関し、以下の項目について説明する。

2-1 (略)

2-2 調査等

(1) (略)

(2) 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見

た保安規定に記載されている施設の操作及び管理を基本とし、第1章2. の時点における最新の状態について記載する。

1-5 法令への適合性の確認のための安全性評価結果

①加工施設

原子炉等規制法第13条第2項第5号及び第6号並びに加工規則第2条第2項第6号及び第7号に規定する通常時、設計基準事故時及び重大事故時等における安全性の評価（通常時の被ばく評価を含む。）を基本とし、第1章2. で述べる評価の時点における最新の状態について記載する。

②再処理施設

原子炉等規制法第44条第2項第7号及び第8号並びに再処理規則第1条の2第2項第7号及び第8号に規定する運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故時等における安全性の評価（運転時の被ばく評価を含む。）を基本とし、第1章2. で述べる評価の時点における最新の状態について記載する。

2. 安全性の向上のために自主的に講じた措置

原子炉等規制法第22条の7の2第2項第1号及び加工規則第9条の3の5第1号ハの規定並びに原子炉等規制法第50条の4の2第2項第1号及び再処理規則第19条の3の5第1号ハの規定に基づき、自主的に講じた措置が加工施設又は再処理施設の安全性に与える影響に関し、以下の項目について説明する。

2-1 (略)

2-2 調査等

(1) (略)

(2) 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見

(略)

- ① MOX加工施設又は再処理施設の安全性を確保する上で重要な設備に関する、より一層の安全性の向上を図るための安全研究の成果及び技術開発の成果
- ② 国内外の原子力施設の設備の操作経験から得られた教訓（加工事業者又は再処理事業者が設置したMOX加工施設又は再処理施設での設備の操作経験及び品質マネジメント活動から得られた教訓及び知見並びに原子力規制委員会（旧原子力安全・保安院を含む。）が文書で指示した調査及び点検事項に関する措置状況を含む。）

③・④ (略)

- ⑤ 国際機関、国内外の学会活動等（例えば、地震及び津波を始めとする外部事象及び^{いっすい}溢水、火災等の内部事象に関する知見）

- (3) MOX加工施設又は再処理施設の現状を詳細に把握するための調査（プラント・ウォークダウン）
評価対象のMOX加工施設又は再処理施設の現状を詳細に把握するためにプラント・ウォークダウンを実施した場合、その実施目的、実施計画及び結果を説明する。

2-3 (略)

2-4 追加措置の内容

- (1) 構築物、系統及び機器における追加措置

原子炉等規制法第14条及び第16条の4の2又は原子炉等規制法第44条の2及び第46条の2の2に規定する基準（重大事故対策に限る。）により必要とされた機器等以外のもので

(略)

- ① 加工施設又は再処理施設の安全性を確保する上で重要な設備に関する、より一層の安全性の向上を図るための安全研究の成果及び技術開発の成果
- ② 国内外の原子力施設の設備の操作経験から得られた教訓（加工事業者又は再処理事業者が設置した加工施設又は再処理施設での設備の操作経験及び品質マネジメント活動から得られた教訓及び知見並びに原子力規制委員会（旧原子力安全・保安院を含む。）が文書で指示した調査及び点検事項に関する措置状況を含む。）

③・④ (略)

- ⑤ 国際機関及び国内外の学会活動等（例えば、地震及び津波をはじめとする外部事象並びに溢水及び火災等の内部事象に関する知見）

- (3) 加工施設又は再処理施設の現状を詳細に把握するための調査（プラント・ウォークダウン）
評価対象の加工施設又は再処理施設の現状を詳細に把握するためにプラント・ウォークダウンを実施した場合、その実施目的、実施計画及び結果を説明する。

2-3 (略)

2-4 追加措置の内容

- (1) 構築物、系統及び機器における追加措置

原子炉等規制法第14条及び第16条の4の2又は原子炉等規制法第44条の2及び第46条の2の2に規定する基準（重大事故対策に限る。）により必要とされた機器等以外のもので

あつて事故の発生防止等に資する機器等について、その概要、運用方針、期待される効果等を記載する。

(2) 体制における追加措置

(1) で記載された安全性向上を図るために配置又は設置した機器等の運用を円滑かつ効果的に実施するための措置、例えば人員配置及び指揮命令系統のほか、教育・訓練等について記載する。

2-5 (略)

3. 安全性の向上のために自主的に講じた措置の調査及び分析

原子炉等規制法第22条の7の2第2項第1号及び第2号並びに加工規則第9条の3の5第1号ハ及び第2号の規定並びに原子炉等規制法第50条の4の2第2項第1号及び第2号並びに再処理規則第19条の3の5第1号ハ及び第2号の規定に基づき実施する自主的に講じた措置に係る調査及び分析について説明する。第1章4. で述べたとおり、改めて調査、分析又は評定をする必要がない場合には改訂する必要はないが、原則として5年ごとに改訂することに加え、大規模な工事等によりリスク評価の結果が変わることが見込まれる場合においても改訂する。調査及び分析に際しては、以下の手法を適用する。

3-1 安全性向上に係る活動の実施状況の評価

以下の内容について評価する。なお、本評価は一定期間ごとにM O X加工施設及び再処理施設の安全性の現状を評価するものであることを踏まえて、その実施内容については、民間規格等を参照することができる。

(1) 安全評価

あつて事故の発生防止等に資する機器等について、概要並びに運用方針及びその期待される効果等を記載する。

(2) 体制における追加措置

(1) で記載された安全性向上を図るために配置又は設置した設備の運用を円滑に、かつ、効果的に実施するための措置、例えば人員配置及び指揮命令系統の他、教育又は訓練等について記載する。

2-5 (略)

3. 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

原子炉等規制法第22条の7の2第2項第1号及び第2号並びに加工規則第9条の3の5第1号ハ及び第2号の規定並びに原子炉等規制法第50条の4の2第2項第1号及び第2号並びに再処理規則第19条の3の5第1号ハ及び第2号の規定に基づき、自主的に講じた措置に係る調査及び分析について説明する。第1章4. で述べたとおり、改めて調査、分析又は評定をする必要がない場合には改訂する必要はないが、原則として5年ごとに改訂することに加え、大規模な工事等によりリスク評価の結果が変わることが見込まれる場合においても改訂する。調査及び分析に際しては、以下の手法を適用する。

3-1 安全性向上に係る活動の実施状況の評価

以下の内容について評価する。なお、本評価は一定期間ごとに加工施設及び再処理施設の安全性の現状を評価するものであることを踏まえて、その実施内容については、民間規格等を参照することができる。

(1) 安全評価

1. に加え、加工事業者又は再処理事業者が自主的に講じた措置を含めたMOX加工施設又は再処理施設の状態について、以下を含む観点から評価する。

①安全設計の評価（決定論的評価）

加工事業者又は再処理事業者が前回の評価又は直近の安全性向上評価改訂以降に自主的に講じた措置、及び直近の施設定期検査等において確認されたMOX加工施設又は再処理施設の性能等を踏まえてMOX加工施設又は再処理施設の現状について安全評価を行い、その効果について確認する。その際的评价手法（安全解析コード等）は最新知見を踏まえて適用する。なお、第1回目の評価については、評価時点におけるMOX加工施設又は再処理施設の安全評価を記載する。

②地震及び津波等に係る評価

評価の実施時点における最新の文献、調査等から得られた技術的知見に基づき、地震、津波等に係る評価について、前回の評価又は改訂からの見直しの要否及び当該評価を踏まえた防護措置の妥当性について確認する。検討の結果、基準地震動、基準津波等の見直しが必要な場合には、速やかに設置変更許可等の手続を実施しなければならない。なお、第1回目の評価については評価時点における地震、津波等に係る評価を記載する。

(2) 保安活動

原子炉等規制法第21条の2及び加工規則第7条の2の2又は原子炉等規制法第48条及び再処理規則第8条の3の規定に基づく保安活動に加えて、MOX加工施設又は再処理施設の安全

1. に加え、加工事業者又は再処理事業者が自主的に講じた措置を含めた加工施設又は再処理施設の状態について、以下を含む観点から評価する。

①安全設計の評価（決定論的評価）

加工事業者又は再処理事業者が前回の評価又は改訂以降に自主的に講じた措置、及び直近の施設定期検査等において確認された加工施設又は再処理施設の性能等を踏まえて加工施設又は再処理施設の現状について安全評価を行い、その効果について確認する。その際的评价手法（安全解析コード等）は最新知見を踏まえて適用する。なお、第1回目の評価については、評価時点における加工施設又は再処理施設の安全評価を記載する。

②地震及び津波等に係る評価

評価の実施時点における最新の文献及び調査等から得られた技術的知見に基づき、地震及び津波等に係る評価について、前回の評価又は改訂からの見直しの要否及び当該評価を踏まえた防護措置の妥当性について確認する。検討の結果、基準地震動、基準津波等の見直しが必要な場合には、速やかに設置変更許可等の手続を実施しなければならない。なお、第1回目の評価については評価時点における地震及び津波等に係る評価を記載する。

(2) 保安活動

原子炉等規制法第21条の2及び加工規則第7条の2の2又は原子炉等規制法第48条及び再処理規則第8条の3の規定に基づく保安活動に加えて、加工施設又は再処理施設の安全性及び

性及び信頼性のより一層の向上に資する加工事業者又は再処理事業者の自主的な取組を含めた活動について、2-2(1)の調査も踏まえて前回の評価又は直近の安全性向上評価の改訂以降に実施されたものについて調査及び分析し、その有効性の評価を行う。なお、第1回目の評価については、それまでに実施した保安活動について調査及び分析し、その有効性の評価を記載する。

(3) (略)

3-2 リスク評価

(1) MOX加工施設及び再処理施設に係る確率論的リスク評価については、現在、その手法が必ずしも成熟していない。このため、原子炉等規制法に基づいて事業者が「事故の発生及び拡大の防止措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合、その可能性」について調査及び分析する際の方法としては、「適切な評価方法※」によりリスク評価を行うこととし、当該方法を活用した妥当性について記載する。

※活用が想定されるリスク評価手法

- ・再処理施設における「内部事象」、「地震」及び「津波」に係る確率論的リスク評価手法（PRA）
- ・MOX加工施設における総合安全解析手法（ISA：概略的な評価手法）
- ・PRAで用いられるイベントツリーやフォールトツリー等の活用

(2) (略)

3-3 (略)

4. 総合的な評定

信頼性のより一層の向上に資する加工事業者又は再処理事業者の自主的な取組を含めた活動について、2-2(1)の調査も踏まえて前回の評価又は改訂以降に実施されたものについて調査及び分析し、その有効性の評価を行う。なお、第1回目の評価については、それまでに実施した保安活動について調査及び分析し、その有効性の評価を記載する。

(3) (略)

3-2 リスク評価

(1) 加工施設及び再処理施設に係る確率論的リスク評価については、現在、その手法が必ずしも成熟していない。このため、原子炉等規制法に基づいて事業者が「事故の発生及び拡大の防止措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合、その可能性」について調査及び分析する際の方法としては、「適切な評価方法※」によりリスク評価を行うこととし、当該方法を活用した妥当性について記載する。

※活用が想定されるリスク評価手法

- ・再処理施設における「内部事象」、「地震」及び「津波」に係る確率論的リスク評価手法（PRA）
- ・加工施設における総合安全解析手法（ISA：概略的な評価手法）
- ・PRAで用いられるイベントツリーやフォールトツリー等の活用

(2) (略)

3-3 (略)

4. 総合的な評定

原子炉等規制法第22条の7の2第2項及び加工規則第9条の3の5第3号の規定並びに原子炉等規制法第50条の4の2第2項及び再処理規則第19条の3の5第3号の規定に基づき実施するMOX加工施設及び再処理施設全体に係る安全性についての総合的な評価について記載する。

(1) 評価結果

1. ～3. の内容を踏まえ、MOX加工施設又は再処理施設の安全性に関して長所及び短所を明らかにした上で評価の結果を説明する。外部の有識者又は組織の評価を受けた場合は、その実施目的及び内容を記載するとともに、当該評価を踏まえて実施した対応について記載する。

(2) (略)

記載項目のイメージを別添に示す。

第3章 原子力規制委員会が行う確認

原子力規制委員会は、原子炉等規制法第22条の7の2第4項又は第50条の4の2第4項の規定に基づく届出書について、調査等が加工規則第9条の3の5又は再処理規則第19条の3の5の方法に適合していることを確認する。

1. 目標等の確認

安全性向上評価を実施するに当たって、組織としての目標及び目的が設定されていること並びに実施体制、実施手順等が明確にされていることを確認する。

原子炉等規制法第22条の7の2第2項及び加工規則第9条の3の5第3号の規定並びに原子炉等規制法第50条の4の2第2項及び再処理規則第19条の3の5第3号の規定に基づき、加工施設及び再処理施設全体に係る安全性についての総合的な評価について記載する。

(1) 評価結果

1. ～3. の内容に基づき、加工施設又は再処理施設の安全性に関して長所及び短所を明らかにした上で評価の結果を説明する。外部の有識者又は組織の評価を受けた場合は、その内容を記載するとともに、当該評価を踏まえて採った対応について記載する。

(2) (略)

記載項目のイメージを別添に示す。

第3章 原子力規制委員会が行う確認

原子力規制委員会は、原子炉等規制法第22条の7の2第4項又は第50条の4の2第4項の規定に基づく届出書において、調査等が加工規則第9条の3の5又は再処理規則第19条の3の5の方法に適合していることを確認する。

1. 目標等の確認

安全性向上評価を実施するに当たって、組織としての目標及び目的が設定されていること並びに実施体制及び実施手順等が明確にされていることを確認する。

<p>2. 第2章1. に係る確認</p> <p>(1) 直近の施設定期検査の終了した時点での内容となっていることを確認する。なお、第1回目の評価については、安全性向上評価に係る原子炉等規制法施行後3年の時点となっていることを確認する。</p> <p>(2) <u>事業の指定申請書又は事業（変更）許可申請書、設計及び工事の方法の（変更）認可申請書及び保安規定（変更）認可申請書</u>について、原子炉等規制法第14条及び第16条の4の2又は原子炉等規制法第44条の2及び第46条の2の2の基準その他関係法令に適合していることが確認された範囲が記載されていることを確認する。</p> <p>3. 第2章2. に係る確認</p> <p>(1) 加工事業者又は再処理事業者が評価に係る<u>MOX加工施設又は再処理施設及び保安活動の現状を把握したもの</u>となっていることを確認する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4. 第2章2. 3. 3-1に係る確認</p> <p>(1) 加工事業者又は再処理事業者が採用した安全評価及びハザード評価の手法並びにそれらの技術的根拠を確認する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 第2章4. に係る確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 記載されている今後の安全性向上に向けた取組に係る計画等が</p>	<p>2. 第2章1. に係る確認</p> <p>(1) 直近の施設定期検査の終了時点での内容となっていることを確認する。なお、第1回目の評価については、安全性向上評価に係る原子炉等規制法施行後3年の時点となっていることを確認する。</p> <p>(2) <u>事業許可申請書又は指定許可申請書、事業変更許可申請書又は指定変更許可申請書、設計及び工事の方法及び保安規定</u>において、原子炉等規制法第14条及び第16条の4の2又は原子炉等規制法第44条の2及び第46条の2の2の基準その他関係法令に適合していることが確認された範囲が記載されていることを確認する。</p> <p>3. 第2章2. に係る確認</p> <p>(1) 加工事業者又は再処理事業者が評価に係る<u>加工施設又は再処理施設及び保安活動の現状を把握したもの</u>となっていることを確認する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4. 第2章2. 3. 3-1に係る確認</p> <p>(1) 加工事業者又は再処理事業者が採用した安全評価及びハザード評価の手法並びにそれらの技術的根拠を確認する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 第2章4. に係る確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 記載されている今後の安全性向上に向けた取組に係る計画等が</p>
---	---

第2章2. における評価を反映したものとなっていることを確認する。

(3) (略)

別添

安全性向上評価書の記載のイメージ

1. 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲²を示す書類

1-1~1-4 (略)

1-5 法令への適合性の確認のための安全性評価結果

1-5-1 運転時の異常な過渡変化※及び設計基準事故の評価
※MOX加工施設を除く。

1-5-2 (略)

2. 安全性の向上のために自主的に講じた措置

2-1 安全性の向上に向けた継続的取組の方針

※安全性向上への継続的な取組に関して、各社の方針を宣言する。また、提出される安全性向上評価の実施に係るものを含め、その実現のための目的、目標、実施体制及びプロセスを記載

2-2 調査等

※本評価書を作成するに当たって実施した調査等の内容を記載

2-3 安全性向上計画

※1. で示されたMOX加工施設又は再処理施設に対して、調査等及びこれまでの安全性向上評価の評定結果等を勘案し

2. における評価を反映したものとなっていることを確認する。

(3) (略)

別添

安全性向上評価の届出書の記載のイメージ

1. 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲²を示す書類

1-1~1-4 (略)

1-5 法令への適合性の確認のための安全性評価結果

1-5-1 運転時の異常な過渡変化※及び設計基準事故の評価
※加工施設を除く

1-5-2 (略)

2. 安全性の向上のために自主的に講じた措置

2-1 安全性の向上に向けた継続的取組の方針

※安全性向上への継続的な取組に関して、各社の方針を宣言する。また、提出される安全性向上評価の実施に係るものを含め、その実現のための実施体制及びプロセスを記載

2-2 調査等

※本届出書を作成するに当たって実施した調査等の内容を記載

2-3 安全性向上計画

※1. で示された加工施設又は再処理施設に対して、調査等及びこれまでの安全性向上評価の評定結果等を勘案して、安全

<p>て、安全性向上に関する自主的な計画を立案</p> <p>2-4 追加措置の内容</p> <p>2-4-1 構築物、系統及び機器における追加措置</p> <p>※法令により必要とされた機器等以外のものであって事故の発生防止等に資する機器等について、<u>その概要、運用方針及びその効果等を記載</u></p> <p>2-4-2 体制における追加措置</p> <p>※2-4-1で記載された安全性を向上させるために配置又は設置した機器等の運用を円滑かつ効果的に実施するための措置、例えば、<u>人員配置及び指揮命令系統のほか、教育・訓練等</u>について記載</p> <p>2-5 (略)</p> <p>3. <u>安全性の向上のために自主的に講じた措置の調査及び分析</u></p> <p>※安全性向上に係る活動の実施状況の評価を行うとともに、リスク評価、安全裕度評価等を行って施設の脆弱性の把握及び安全性向上の効果を確認し、その結果を記載。例えば、<u>重大事故時の敷地境界における被ばく評価</u>を行う。</p> <p>3-1～3-3 (略)</p> <p>4. 総合的な評定</p> <p>※1.～3.を踏まえ、目的及び計画に対する<u>達成状況並びに組織としての取組に対するレビュー等</u>を実施し、その結果を記載</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>性向上に関する自主的な計画を立案</p> <p>2-4 追加措置の内容</p> <p>2-4-1 系統、構築物及び機器における追加措置</p> <p>※法令（重大事故対策）により必要とされた機器等以外のものであって事故の発生防止等に資する機器等について、<u>概要並びに運用方針及びその効果等を記載</u></p> <p>2-4-2 体制における追加措置</p> <p>※2-4-1で記載された安全性を向上させるために配置又は設置した設備の運用を円滑に、かつ、効果的に実施するための措置、例えば、<u>人員配置及び指揮命令系統の他、教育又は訓練等</u>について記載</p> <p>2-5 (略)</p> <p>3. <u>安全性向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析</u></p> <p>※安全性向上に係る活動の実施状況の評価を行うとともに、リスク評価、安全裕度評価等を行って施設の脆弱性の把握及び安全性向上の効果を確認し、その結果を記載。例えば、<u>重大事故時の敷地境界における被ばく評価</u>を行う。</p> <p>3-1～3-3 (略)</p> <p>4. 総合的な評定</p> <p>※1.～3.を踏まえ、目的及び計画に対する<u>達成状況や、組織としての取組に対するレビュー等</u>を実施し、その結果を記載</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
--	---